

### 第46回 グアム日本人会 定時総会のご案内

日本人会では、日本人会会則第四章第七条に則り、下記のとおり、第46回定時総会開催いたします。会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上、ご参加お願い申し上げます。なお、当日は、軽食を準備させていただき、皆様のお越しをお待ち申し上げます。

記

日時：2017年4月14日(金)19時より開始  
(開場18時30分)

場所：パシフィックアイランドクラブ (PIC) グアムホテル  
議事内容：年次活動報告、会計報告、次期理事・監事選出等以上

### 2017年度 個人会員・準会員の皆様へ

平素は日本人会に多大なるご協力を賜りありがとうございます。4月より、日本人会は新たに2017年度がスタート致します。新年度、会員登録をご継続いただける会員の皆様におかれましては、日本人会事務局まで継続のご連絡をお願い申し上げます。

#### 【会費】

個人会員費：40ドル  
家族会費：60ドル  
準会員費：20ドル

#### 【支払い方法】

現金またはチェック(宛先 JAPAN CLUB OF GUAM)でお願い致します。

郵送先：P.O. BOX 7962 Tamuning, Guam 96931

#### 【日本人会名簿への掲載】

**2017年度会員登録の継続のご連絡(会費のご納入)が期日までにない場合は、お名前が日本人会名簿に掲載されない場合がございますのでご了承のほどお願い致します。**

また、住所その他のご変更がある場合もお手数ですが事務局までご一報いただけます様、あわせてお願い致します。

#### 【連絡先】

日本人会事務局 (ピアマリン1階)  
(TEL) 646-8088 (FAX) 646-8067  
E-mail: jclub@teleguam.net

### Eメールアドレス募集のお知らせ

日本人会からのイベントを含めたお知らせを配信メールサービスにて会員の皆様へお届けさせていただいております。メールアドレス登録をご希望の会員の方は、下記のアドレスまでお申し込みいただきます様お願い致します。

いただきました個人のメールアドレスについては慎重を期し、日本人会にて保管登録させていただきます。

尚、2014年度の名簿作成にあたり、ご登録の住所変更をされた会員の方もお知らせいただきます様お願い致します。

日本人会事務局：jclub@teleguam.net  
TEL：646-8066  
P.O. BOX 7962 TAMUNING GUAM 96931

### 日本人学校 入学随時受付

入学随時受け付けます。事前にお電話の上、いつでも見学にいらしてください。

グアムの生活では習得することが難しい漢字や日本の文化、生活を学ぶことができます。「時を守り」「場を清め」「礼を正す」といった日本人としての基本的な生活習慣を育成し、入学式、卒業式、運動会、修学旅行など日本の義務教育と同等の行事を通し、グアムの地域性を生かした教育によって国際性を身に付け、心豊かなたくましい子を育てることを目指しています。

●**日本人学校対象：幼稚部4歳児～中学3年生 月曜～金曜**  
\*通常授業後17:50までのアフタースクール(英語、珠算、絵画など有料)があります。

\*これ等の時間に合わせたスクールバスも運行しております。

\*火曜と木曜はお弁当(有料)を注文することができます。

●**補習授業校対象：プリスクール5歳児～中学3年生**

土曜日:プリスクール及び高学年 8:45～12:15  
低学年 13:45～17:15

平日 16:10～17:50

土曜日は3年生以上はホームクラス2時間、習熟度別(日本語、漢字各1時間)クラス

平日は算数・数学、日本語会話クラスで個々のレベルに合った授業を行っています。

**日本の大学受験にも役立つ、日本語検定、漢字検定に向けた授業に力を入れています。**

### 2016年 個人所得税の申告・納付のお知らせ

2016年個人所得税の申告・納税期限は2017年4月18日(火曜日)です。通常の4月15日は土曜日にあたり、また17日がDistrict of Columbiaの祝日のため、18日が申告・納税期限となります。

グリーン・カードをお持ちの方は、住んでいた場所に関係なくフォーム1040の申告をする必要があります。また、2016年にビザにてグアム赴任もしくは帰任となられた方は、より複雑な申告になりますので、専門家に一度お問い合わせされることをお勧めします。

所得の申告漏れや誤った申告フォームでの申告は、罰則金が発生する可能性があり注意が必要です。申告完了後も関連資料はすべて保管しておいてください。ちょっとした不注意が思わぬ罰則金を生み出す可能性も十分にありますので、税金の知識のある専門家や友人に聞きながら申告書作成をするのが良いでしょう。

申告期日までに全ての情報が揃わない場合、所定のフォームにて6ヶ月間申告期限の延長申請を行うことが出来ます。これは納税期限を延長するものではありませんので、申告期限の延長申請と同時に納税も済ませてください。4月18日以降に不足税額を納めた場合、4月18日より納税日までの利息と、納税を期日までに行わなかった事による罰則金とあわせて納税をする必要があります。

デロイト トーシュ トーマツ：渡部 雅子